

平成18年7月27日
関 東 財 務 局

貸金業者に対する行政処分について

アエル株式会社に対する立入検査及び報告徴収を行った結果、下記のとおり、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第21条第1項及び第19条の規定に違反した事実が認められた。

本日、同社に対して、法第36条第1号の規定に基づき、平成18年8月21日から平成18年8月23日までの間、すべての営業所又は事務所（渋谷駅前支店、仙台南町支店、琴電瓦町支店及び福島支店を除く。）における業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認めた業務を除く。以下同じ。）を停止すること、平成18年8月21日から平成18年9月15日までの間、渋谷駅前支店における業務の全部を停止すること、及び平成18年8月21日から平成18年8月25日までの間、仙台南町支店、琴電瓦町支店及び福島支店における業務の全部を停止することを命じた。

記

1. 同社渋谷駅前支店の担当者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり債務者の自宅に架電した際、応答した債務者の家族が債務者が不在であると回答しているにもかかわらず、これから当該自宅へ向うことを強い口調で示唆するなどしたことにより、恐怖心を抱かせ、同人（家族）を困惑させた。
2. 同社仙台南町支店においては、法律上支払義務のない債務者の家族との間で債務の弁済に係る和解契約を締結したにもかかわらず、これに係る交渉の経過について、帳簿に記載しなかった。同様の事例が、同社琴電瓦町支店において2件、福島支店において1件認められた。以上の事例は、同社の内部管理体制の構築や法令遵守意識の浸透・徹底が十分に図られていなかったことに起因するものと認められる。

(参考)

アエル株式会社の概要

1. 商 号 アエル株式会社
2. 代 表 者 ウィルフレッド ワイ ホリエ
3. 主たる営業所 東京都中央区八重洲一丁目5番3号 不二ビル9階
等の所在地
4. 登 録 番 号 関東財務局長（8）第00358号
5. 登 録 年 月 日 平成17年10月25日

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部 金融監督第5課
電話 048-600-1152
(ダイヤルイン)